

指定居宅介護支援事業所
及び 指定総合事業サービス事業所 御中

安曇野市福祉部
高齢者介護課

令和6年度介護報酬改定に伴う介護予防・日常生活支援総合事業の請求等に係る留意事項
及び今後の方向性について

平素より、適切な介護サービスの提供にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度介護報酬改定に伴い、安曇野市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱を一部改正し、令和6年4月1日から施行したところです。

このたび、改正による介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の請求に係る留意点等を下記のとおりまとめましたので、引き続き適正なサービス提供にご協力をお願いいたします。

記

1 送迎減算について

令和6年4月1日から、A6 及び A7 サービスについて、事業所が送迎を行わない場合に片道につき 47 単位の減算が適用となりますが、減算適用の考え方を次のとおりとします。

- (1) A6 サービスについては、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画上において、あらかじめ送迎減算の有無を位置付けたうえで、実際の送迎の実績に基づき、減算を適用してください。このため、例えば、あらかじめ送迎減算を計画に位置付けていた利用者が、利用者の都合により急遽事業所の送迎を利用した場合には、送迎減算を適用する必要はありません。同様に、あらかじめ送迎減算を計画に位置付けていた利用者が、利用者の都合でサービスを利用しなかった場合は、当該日分の送迎減算については適用する必要はありません。
- (2) A6 サービスにおいて、計画上では送迎減算を適用していない利用者が、サービス利用日において利用者の都合により、事業所が送迎を実施しなかった場合は、送迎減算を適用します。ただし、利用者の都合により急遽送迎を実施しなかった場合（通常は送迎をしている事業所近隣の利用者が、サービス利用日の朝に急に徒歩で事業所に行く旨の申し出があった。サービス利用の終了間際に、急に利用者の家族が自家用車で事業所に迎えに来た。等）は、A6 サービスが1月あたりの基本報酬設定であることや、事業所の配車やスタッフ配置等の手間を考慮し、必ずしも減算を適用する必要はありません。この場合は事前に利用者に説明するなどの十分な配慮をしていただくようにしてください。また、事業所が利用者の都合により送迎を実施できないことが慢性的に続くようであれば、送迎減算を適用するため、計画の見直しを検討してください。

- (3) A7 サービスについては1回あたりの基本報酬設定であることから、あらかじめ送迎減算の有無を計画に位置付けたうえで、送迎の有無の実績に基づき減算を適用するようにしてください。
- (4) 当該減算は、A6 及び A7 サービスとも1月あたり376単位(週1回利用)、752単位(週2回利用)を上限としているため、上限を超える部分の減算適用は必要ありません。また、事業所が同一建物減算を算定している場合や送迎を外部委託している場合は減算対象になりません。

2 特別地域加算について

令和6年4月1日から、明科地域が特別地域加算の対象になったことから、総合事業についても、A2 について当該加算を算定できるようになりますが、加算適用の考え方は次のとおりとします。

- (1) 当該加算の算定にあたっては、指定総合事業サービス事業所が事前に体制届により保険者に届け出る必要があります。特別地域加算を算定開始する際は、事前に利用者、ケアマネジャー、事業所で十分調整をするようにしてください。なお、令和6年5月1日時点で、届出のあった事業所はありません。

3 同一建物減算について

令和6年4月1日から、A2 及び A3 サービスについて事業所と同一建物等の利用者一定数に対してサービス提供をする場合に、同一建物減算を適用(A6 は以前から適用あり)することとなりますが、当該減算の適用の考え方は次のとおりとします。

- (1) 適用期間等については介護保険最新情報 VOL. 1225 問9～13(別紙参照)と同様です。
- (2) A3 サービスは本市において体制届の様式はないことから、A2 サービスの体制届の提出をもって A3 サービスについても届出があったものとみなします。

4 処遇改善加算の見直しについて

令和6年6月から処遇改善加算が見直されることに伴い、国基準に基づきサービスコード及びマスタ表を更新しますのでご対応のほどよろしくお願いいたします。

5 総合事業の今後の方向性について

令和5年度の介護保険事業者研修会等でお知らせしたとおり、総合事業の単価の見直し等の下記事項について、令和7年1月から施行できるよう要綱改正を進めます。

- (1) A2、A6 サービスについて1月当たりの単価を廃止し、1回あたりの単価のみとする。
- (2) A6 サービスの事業対象者の週2回利用を廃止し、週1回利用のみとする。

改正に向けたスケジュール

令和6年 6月 各事業所へ見直し後の単価案等の情報提供と、その影響についてアンケート調査を実施

令和6年 7月 アンケート結果の分析と改正実施時期の決定

↓ 以降、令和7年1月改正の場合

令和6年 8月 ケアマネジャー及び事業所から改正内容について、利用者に順次、説明
令和6年12月 サービスコード、マスタ表の送付
令和7年 1月 改正後の要綱に基づき、総合事業を実施。

6 参考資料

- (1) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（厚生労働省告示第86号）P856～871、P872～878
- (2) 「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について（老認発0315第5号）
- (3) 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（令和6年3月15日）」の送付について（介護保険最新情報VOL.1225）抜粋

〒399-8281 安曇野市豊科6000番地
安曇野市 福祉部 高齢者介護課 介護予防担当
（課長）中澤 清香（係長）岩原 徳太郎 （担当）藤松 卓也
電話 0263-71-2474（直通）